

香芝・王寺環境施設組合議会基本条例の一部を改正する条例

香芝・王寺環境施設組合議会基本条例（令和4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「閉会中に」を「定例会の開会中を除き、」に改め、「管理者」の次に「又は副管理者」を加え、同条第2項及び第3項中「管理者等」を「管理者又は副管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香芝・王寺環境施設組合基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(文書による質問)</p> <p>第6条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)は、<u>定例会の開会中を除き、管理者又は副管理者</u>に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 <u>管理者又は副管理者</u>は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書により回答しなければならない。</p> <p>3 <u>組合議員</u>は、文書質問の回答が正確でないものと判断した場合、改めて回答を請求することができる。請求が行われた場合、<u>管理者又は副管理者</u>は速やかに正確な回答を行わなければならない。</p> <p>4 議長は、第2項の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、組合を組織する普通地方公共団体の区域を包含する区域の住民に公表するものとする。</p> <p>5 第1項又は第3項の質問等は、議長を經由して行うものとする。</p>	<p>(文書による質問)</p> <p>第6条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)は、<u>閉会中に 管理者</u>に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 <u>管理者等</u>は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書により回答しなければならない。</p> <p>3 <u>組合議員</u>は、文書質問の回答が正確でないものと判断した場合、改めて回答を請求することができる。請求が行われた場合、<u>管理者等</u>は速やかに正確な回答を行わなければならない。</p> <p>4 議長は、第2項の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、組合を組織する普通地方公共団体の区域を包含する区域の住民に公表するものとする。</p> <p>5 第1項又は第3項の質問等は、議長を經由して行うものとする。</p>